

宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要項は、宮城県（以下「県」という。）が職員健康管理システムを導入するに当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案内容を提示し、かつ優れた能力を有する最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 業務名

宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務

(2) 業務の目的

システムの導入により、健康管理業務にかかる事務負担を軽減する。また、健康管理に必要な情報を一元化し事務の効率化を図る。

※現状及び課題については、別途提供する「業務の目的、現状及び課題」を参照すること。

(3) 業務内容

別紙「宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務調達仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(5) 委託上限額

金 19,360,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

想定内訳 導入費用 18,194,000円

運用・保守費用（2ヶ月分） 1,166,000円

3 参加資格

以下のすべてに該当する者のみ、企画提案に応募することができる。

(1) 本委託業務を誠実に遂行するのに必要な技術者を有する者。

(2) 過去5年以内に国、都道府県又は企業での健康管理システムの構築・導入業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者。

(4) 「物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成9年宮城県告示第1275号）第4条に基づき、入札参加者登録を受けている者。

(5) この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。

- (6) 個人情報の漏えい、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)やプライバシーマーク等に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を確保し業務を遂行する能力を有する者。
- (7) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する者。

4 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和3年5月18日(火)
- (2) 企画提案書作成に関する質問受付期限 令和3年5月25日(火)
正午
- (3) 企画提案書作成等に関する質問回答期限 令和3年6月1日(火)
- (4) 企画提案書の提出期限 令和3年6月22日(火)
午後5時
- (5) 企画提案書の書類審査(5者を超える場合に限り) 令和3年6月30日(水)
- (6) 書類審査の結果発表(5者を超える場合に限り) 令和3年7月6日(火)
- (7) 企画提案のプレゼンテーションの実施 令和3年7月13日(火)
- (8) 選定結果の通知及び公表 令和3年7月 中旬
- (9) 業務委託契約の締結 令和3年8月 中旬~下旬

5 応募手続

- (1) 募集要領等への質問
募集要領等に対する質問の受付及び回答を以下のとおり行うこととする。
 - イ 提出期限
令和3年5月25日(火) 正午 必着
 - ロ 提出方法
質問書(様式第1号)により、電子メール又はFAXにより提出の上、併せて送信した旨を電話にて連絡することとする。
 - ハ 提出先
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県総務部職員厚生課健康管理班
電 話：022-211-2248
メール：syokukh@pref.miyagi.lg.jp
 - ニ 回答日
令和3年6月1日(火)
- (2) 関係資料の提供及び閲覧
以下に記載する資料の提供及び閲覧を希望する場合は、(1)ハの連絡先までメールで連絡すること。
 - イ 業務の目的、現状及び課題
 - ロ 現行帳票その他

(3) 企画提案書の提出

提案者は、以下の企画提案等を提出するものとする。

イ 提出書類

- (イ) 企画提案提出書（様式第2号）
- (ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）
- (ハ) 会社概要（様式第4号）
- (ニ) 企画提案書（任意様式）

※A4両面印刷でページ番号を付し、提案内容を簡潔かつわかりやすくまとめたものとし、ページ数は最大50ページまでとする。

※提案書は、Word又はExcelなど編集できるデータとして、CD-R等の電子媒体で別途提出すること。（ブルーレイディスク不可。）

- (ホ) 機能要件一覧
- (ヘ) 見積書（任意様式）

ロ 提出部数 7部（原本1部、副本6部）

ハ 提出期限

令和3年6月22日（火）午後5時必着

ニ 提出先

上記5（1）ハに同じ

ホ 提出方法

郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、配達記録が残る一般書留等とし、期限までに届くように送付すること。

ヘ 企画提案提出に際しての留意事項

- (イ) 作成に当たっては、「宮城県職員健康管理システム導入（運用・保守）業務に係る企画提案書作成要領」によること。
- (ロ) 提出された資料は、原則として返却しない。
- (ハ) 提出された書類は、原則として提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。
- (ニ) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (ホ) 次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。
 - a 提出された企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
 - b 本募集要領に従っていない場合
 - c 下記7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - d 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - e 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - f 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡保留）、第94条（虚偽表示）又は95条（錯誤）に該当する提案である場合

ト その他

- (イ) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）をす

ること。

- (ロ) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- (ハ) 企画提案書の再提出は認めない。
- (ニ) 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

6 委託契約候補者の決定方法

(1) 審査

県が設置する「宮城県職員健康管理システム導入業務プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において評価の上選定を行う。

なお、審査は、事前に提出された企画提案書と提案者におけるプレゼンテーションを基にあらかじめ定めた審査基準により審査を行い、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の事業提案者の中から、特に優れていると判断した提案者を委託契約候補とする。

また、応募者が5者を超えた場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査を実施し、上位5者を選定する。

(2) 委託契約候補者の決定

選定委員会は、企画提案書等、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(3) 結果の通知等

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書類で通知するとともに、本県公式ウェブサイトにおいて、委託契約候補者を公表する。なお、電話、電子メール等による問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

7 審査日時等

(1) 書類審査

イ 令和3年6月30日（水）

ロ 審査の方法

応募のあった企画提案書について選定委員会において審査し、提案者の中から上位5位を選定する。

ハ 審査結果の通知日

令和3年7月6日（火）

(2) プレゼンテーション審査

イ 日時（予定）

令和3年7月13日（火）

※都合により変更となる場合がある。参集時間については、本プロポーザル参加者に別途通知する。

ロ 場所（予定）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県行政庁舎 5階 総務部会議室

ハ 方法

- (イ) 審査会への出席は6名以内とする。なお、今回の業務に従事する予定の者を含めることとする。
- (ロ) 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- (ハ) 審査会におけるプレゼンテーションの時間は25分以内とし、その後の質疑応答についても15分程度で実施する。
- (ニ) 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書及びそれを補完する内容を説明するものとする。また、補完する資料について、提示することも可能とする。

ニ 審査基準

審査における評価項目及び配点は別に定める。

8 契約の締結

県は、上記6により最優秀提案者として選定された者を委託契約候補者とし、委託する仕様内容は、仕様書及び提案された内容を踏まえ、県と委託契約候補者との協議の上決定することとする。

9 その他

- (1) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、計量法の法定計量単位によるものとする。
- (2) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (3) 上記3の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とする。
- (4) 企画提案書の提出期限後においては、記載内容の変更を認めない。
- (5) 選定されなかった提案者の企画提案書等にかかる著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (6) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (7) 見積書には、次年度以降、年間に要する運用・保守費用等についても参考として提示する。
- (8) プレゼンテーションに用いるプロジェクターは県で用意するものとし、接続端子はVGA端子である。